

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年11月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400526号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400012号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成25年8月6日は42万8,000円、同年12月30日は18万8,000円、平成26年8月11日は46万円、同年12月30日は40万5,000円、平成27年8月11日は40万6,000円、同年12月29日は50万円に訂正することが必要である。

平成25年8月6日、同年12月30日、平成26年8月11日、同年12月30日、平成27年8月11日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年8月6日、同年12月30日、平成26年8月11日、同年12月30日、平成27年8月11日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を、平成25年8月6日は50万1,000円、同年12月30日は22万5,000円、平成26年8月11日は55万円、同年12月30日及び平成27年8月11日は49万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年8月6日、同年12月30日、平成26年8月11日、同年12月30日及び平成27年8月11日の標準賞与額(厚生年金特例法による上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年8月6日
② 平成25年12月30日
③ 平成26年8月11日
④ 平成26年12月30日
⑤ 平成27年8月11日
⑥ 平成27年12月29日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までに支給された賞与の記録がない。ま

た、請求期間⑥に支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された当該期間の賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）及びA社から提出された平成25年から平成27年までの給与集計表（以下「給与集計表」という。）により、請求者は、平成25年8月6日、同年12月30日、平成26年8月11日、同年12月30日、平成27年8月11日及び同年12月29日において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成25年8月6日、同年12月30日、平成26年8月11日、同年12月30日、平成27年8月11日及び同年12月29日に係る標準賞与額については、賞与明細書及び給与集計表により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成25年8月6日は42万8,000円、同年12月30日は18万8,000円、平成26年8月11日は46万円、同年12月30日は40万5,000円、平成27年8月11日は40万6,000円、同年12月29日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間①から⑥までの賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑤までについて、賞与明細書及び給与集計表により、賞与支給額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法訂正による標準賞与額よりもいずれも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、平成25年8月6日は50万1,000円、同年12月30日は22万5,000円、平成26年8月11日は55万円、同年12月30日及び平成27年8月11日は49万5,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑤までにおける訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400538号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400013号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年12月29日から平成3年1月1日に訂正し、平成2年12月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。
平成2年12月29日から平成3年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成2年12月29日から平成3年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成2年12月の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。
平成2年12月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年12月29日から平成3年1月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は平成2年12月29日と記録されているが、同年12月29日から同年12月31日までの期間は年末年始の休日であり、退職日は同年12月31日である。また、平成2年12月分の給与から同年11月分及び同年12月分の厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失年月日を平成3年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給料支払明細書及び同僚の回答により、請求者は請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標

準報酬月額の変更又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成2年12月29日から平成3年1月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成2年12月29日から平成3年1月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である平成2年12月29日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年12月29日から平成3年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間の標準報酬月額について、給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円であり、上記1の訂正後の標準報酬月額（22万円）を超える額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。